

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>改正案におけるモニタリング調査表の提出対象は、「一定規模以上のファンド等の運用を行う者へのモニタリング（ファンド又は顧客資産ごとに実施）」であるとされている。これについて、閾値を超えた会社は、一定規模以上の運用財産等（投信、一任）について回答をもとめられるのか、あるいは、一定規模以上のファンド等のみならず全ての運用財産等（投信、一任）について回答を求められるのか。</p>	<p>特定の時点において、一定規模（500億円）以上のファンド等について回答を求めるものです。</p>
2	<p>報告頻度は、現在実施しているモニタリング調査表と同様に月次となるのか。</p>	<p>国際的な要請を踏まえ、報告頻度は年次とする予定です。</p>
3	<p>報告内容および頻度によっては、システム対応を含めた相応の準備期間（例えば1年など）が必要である。</p>	<p>報告頻度については、一定規模以上のファンド等について、年次で作成いただくことを予定しています。準備期間については、国際的な要請や業務の実態を踏まえ検討いたします。</p>
4	<p>「一定規模以上のファンド等の運用を行う者」の定義について、円の実質実効為替レートを考えた場合、海外資金などを受け入れると、すぐにこの基準に達するおそれがある。現在、拠点開設サポートを設けるなど、海外の金融事業者を積極的に誘致しようとしているが、誘致するのであれば、単に販売拠点を開設するだけでなく、日本で運用拠点も開設してくれる事業者が、日本経済にとって好ましいのではないかと考える。海外規制当局がどの程度の水準でこのような報告を求めているか不明だが、報告が必要となる閾値を低く設定することで、そのような事業者の意思を削ぐことにならないか。</p>	<p>当該閾値については、IOSCOにおける基準（5億米ドル）を踏まえて設定しており、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>「権利者（投資主を含み、個人を除く。）に関する事項」の内容及び必要な理由をご教示願う。「権利者（投資主を含み、個人を除く。）」が誰かは、事業者にとり、とても重要な情報であり、漏洩された場合、顧客を他の事業者に横取りされる可能性も想定され</p>	<p>本件改正は、国際的にシャドーバンキングに対するモニタリング強化の動きがある中、レバレッジ関係に加え、ファンドの運用状況等について規制当局として情報を収集する必要があると考えられることから、レバレッジを有するファンドに限定しており</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>る。「権利者（投資主を含み、個人を除く。）」から秘匿性を強く要求される場合もある。AML/CFT対応を事業者側でしっかり行っていることを前提とした場合に、レバレッジ管理の観点からなぜ上記情報が必要となるのか、説明願いたい。OECDのレポートを読んだが、属性割合は求められているものの、顧客が具体的に誰であるかまでを監督当局に把握するよう求めている箇所は見つけない。仮に複数の運用業者に分散させてレバレッジを大きく効かせている投資家の有無を把握されたいのご意向だとしても、例えば、運用業者を10社設立させ、各社に200億円ずつ預けてレバレッジかけさせれば報告対象にならないので、いくらでも潜脱は可能である。目的達成に真に必要な情報かどうか、説明願いたい。</p>	<p>ません。また、今回収集した情報を顧客名のレベルで公表する予定はございません。</p> <p>なお、一定の閾値を設けること等により、過去に実施したファンドモニタリング調査と比較し、事業者における負担を相当程度軽減することも目指しています。</p>
6	<p>レバレッジ管理が目的であれば、レバレッジを行っているファンドや一任契約のみに関して報告を求めればよいのではないかと。本指針案は不必要に事業者の負担を増やし、また秘匿性を強く求める顧客からの投資の引き上げなどの不利益をもたらすもので、手段が目的の範囲を超えている。また、このような規制は、国会の審議を経たうえで、法律の制定によるべきであり、監督指針で定め得る範囲を逸脱し、違憲と考える。</p>	
7	<p>権利者（投資主を含み、個人を除く。）に関する事項」に関する記載が求められているが、権利者を一任契約の相手方と考えた場合、外資系運用会社や国内大手の運用会社においては、通常、海外に所在する関係会社が一任契約の相手となるため、その関係会社を記載すれば良く、最終顧客である海外年金基金などの情報は開示しないで済むことになる。ところが、海外現法を有さない日本の中小や新興の運用会社が海外の年金基金などと一任契約を締結した場合には、生命線とも</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>いえる顧客情報、すなわち、その海外の年金基金に関する情報を権利者として記載しなければならないことになり、海外に関係会社を有さない日本の中小や新興の運用会社を不当に不利に扱うもの。「大蔵省は偉いんだ、4 社会や都銀様でルールは決めるんだ、中小は黙って従ってろよ」という時代の考え方に基づくルールのように感じられる。</p>	
8	<p>「商品分類に関する事項」とあるが、（一任運用は？）投資信託と異なり、自主規制団体等による商品分類の定めはない。どのような基準でどのような分類を行えばよいか、具体的な内容をご教示いただきたい。</p>	<p>各事項の詳細な記入内容や選択の分類については、報告徴求命令の発出に併せて提示する調査票記入要領においてご説明します。</p>
9	<p>上記モニタリング調査表の対象項目として列挙されるマル1からマル12の項目について、その内訳を示していただきたい。</p>	
10	<p>改正後のモニタリング調査表用のデータ作成にあたり、システム対応等が必要になる可能性があるため、早急な新フォーマット（新規項目の詳細説明含む）の提示をお願いしたい。提出期限もシステム対応等を考慮した十分な期間を確保してほしい。また、システム対応については、システムベンダーが対応することも想定されるため、システムベンダーごとに情報格差がないように必要な発信をお願いしたい。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。調査票記入要領の作成の際の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>具体的なモニタリング調査票については、過度に煩雑な手間を要する内容となっていたり、株や債券を投資対象としたファンド向けであるために、不動産を投資対象としたファンドに記入し難い内容とならないよう、留意して頂きたい。</p>	
12	<p>投資一任契約について報告する場合の「1 ファンド等の名称」は何を記載するのか。契約相手方の名称ではなく、投資一任契約であることの属性と（複数ある場合に見分けがつくよう）コード番号を付すような記入方法と</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。調査票記入要領の作成の際の参考とさせていただきます。</p> <p>各事項の詳細な記入内容や選択の分類については、報告徴求命令の発出に併せて提示する調査票記入要領に</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>できないか（例えば、投資一任契約 1、2、3、など）</p> <p>開示項目について英語での調査票の提出は可能であるか。可能な場合、調査票フォーマットと記載要領は日本語版と英語版の双方をご提供いただきくとともに、記入項目につきどのような内容が求められることとなるか具体例や注記を日本語に加え英語でもご教示いただきたい。</p> <p>また、提出方法は金融庁業務支援統合システムとなるのか。もしくは金融庁電子申請・届出システム、あるいはメールなどによるものかどうか。</p>	<p>おいてご説明します。</p> <p>調査票フォーマットに関しては、日本語と英語を併記する形で、同じフォーマットを使う予定です。</p> <p>また、提出方法については、金融庁業務支援統合システムによる提出を想定しています。</p>
13	<p>本改正は、平成 29 年の金融安定理事会（FSB）による政策提言及び令和元年の証券監督者国際機構（IOSCO）による提言に基づくものとされている。海外においても、同様の報告義務が既に導入あるいは今後導入することになると考えてよいか。</p>	<p>ご指摘の FSB 及び IOSCO の提言に基づく報告につきましては、FSB や IOSCO の参加当局におかれては導入に向けた検討がなされております。</p>
14	<p>例えばファンドオブファンズ形式の場合等、投資対象が外国籍ファンドであって当社がその運用者ではない場合、海外で同等の報告義務が導入された場合には報告不要と考えて良いか。また、列挙される項目の開示が難しいことが想定されるが、そのような場合、例えば、現地の運用報告書で開示されている範囲内で報告することで足りるか。</p>	<p>ご理解のとおり、海外で運用されているファンドについては、海外における報告の対象ともなりますが、ファンドオブファンズ形式のファンドに関する情報が投資対象ファンドと完全に一致するとは限らないこと、日本における一定規模以上のファンド等の状況を網羅的に確認する必要もあることから、他のファンドと同様の報告をいただきますようお願いいたします。</p>